

介護老人保健施設みあ・かーさ 指定介護予防通所リハビリテーション 運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 公益財団法人浅香山病院が設置する介護老人保健施設みあ・かーさ（以下「当施設」という。）において実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当施設の医師、理学療法士、作業療法士、支援相談員、看護職員及び介護職員（以下「介護予防通所リハビリテーション従事者」という。）が要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、住み慣れた地域社会での在宅生活が継続できるように支援していくことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設が実施する事業は、利用者が要支援、要介護状態となった場合において、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士、作業療法士その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

また、利用者の意思及び人格を尊重しながら、常に利用者のニーズに対応できるサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健、医療、福祉サービスを提供する者及び他の関係機関や家庭との連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 公益財団法人浅香山病院 介護老人保健施設みあ・かーさ
所在地 大阪府堺市堺区今池町4丁4番12号

第2章 職員及び職務

(職員職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

【1単位目】

- ①医師（入所と兼務）1名以上 利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- ②理学療法士又は作業療法士
0. 4名以上 心身の機能回復訓練、訓練記録の整備充実に従事する。
- ③看護職員及び介護職員
4名以上 利用者の看護、介護管理、医療補助及び日常生活の援助に従事する。

【2単位目】

- ①医師（入所と兼務）1名以上 利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- ②理学療法士若しくは作業療法士又は看護職員若しくは介護職員

1名以上 心身の機能回復訓練、訓練記録の整備充実、利用者の看護、介護管理、医療補助及び日常生活の援助に従事する。
介護予防通所リハビリテーション従事者は、指定介護予防通所リハビリテーションの業務に当たる。

第3章 利用者に対するサービス

(営業日及び営業時間)

第5条 当施設の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、祝祭日と年末、年始（12月30日～1月3日）は休み。
- ②営業時間 1単位目：午前9時00分～午後4時00分までとする。
2単位目：午前9時00分～午前11時30分までとする。

(利用定員)

第6条 当施設の利用定員は1日45人（1単位目：40人、2単位目：5人）とする。

但し、土曜日の利用定員は1日25人（1単位目：20人、2単位目：5人）とする。

なお、当該事業と一体的に指定介護予防通所リハビリテーションの事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- ①居宅介護支援事業者の介護支援専門員の居宅介護サービス計画に基づき、介護予防通所リハビリテーション従事者による指定介護予防通所リハビリテーション計画の作成を行う。
- ②指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が家庭での生活を継続できるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持、改善を図る。
- ③療養上必要とされる事項についての指導及び説明。
- ④1単位目は、送迎、食事及び入浴。2単位目は、送迎及び入浴。
- ⑤レクリエーションや季節行事等。
- ⑥認知症の状態にある利用者の身体及び精神状況等の特性に合わせたサービスの提供。

(通常の事業の送迎実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、堺市堺区・北区の北部地域とする。

第4章 利用料

(利用料等)

第9条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割もしくは3割の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

- 一 1単位目における食事の提供に要する費用 昼食 1食 660円（おやつ含む）
- 二 おむつ貸与に要する費用
 - ・尿取りパット1枚 33円（税込）・長おむつ1枚 33円（税込）・パンツ式おむつ1枚 198円（税込）
- 三 その他、指定通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用とその内訳

【1単位目】

- ①日用品費 200円〔タオル・シャンプー・リンス・石鹸・おしぼり・化粧水・給茶器・喫茶・ハブラシ・ねりはみがき・シェービングクリーム・ティッシュペーパー・新聞・雑誌等〕
- ②教養娯楽費 300円〔お茶会、ピアノ、お花、俳画、三味線、踊り、フラワーアレンジメントのレクリエーション等に係る講師料及び材料費・誕生会、お茶会の菓子類・書籍類・生花等〕

【2単位目】

- ①日用品費 100円〔タオル・シャンプー・リンス・石鹸・おしぼり・化粧水・給茶器・シェービングクリーム・ティッシュペーパー・ペーパータオル・手指消毒用アルコール・新聞・雑誌等〕
 - ②教養娯楽費 150円〔お茶会の飲料類・書籍類・生花・季節行事等〕
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
 - 5 サービス提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
 - 6 第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
 - 7 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第5章 衛生管理

（衛生保持）

第10条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

（衛生管理等）

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 当施設において食中毒及び感染症が発生しないように、衛生上必要な措置を講ずる。特に、保健所の指導、助言を求め、連携を保つようにする。

第6章 利用者の守るべき規律

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第12条 利用者はこの規定に定めるところにより、規律ある生活を行うとともに、共同生活の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。
- ①施設内の秩序を守り、相互の親愛につとめること。
 - ②貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境の維持に努めること。
 - ③飲酒したり、許可なく飲食物を持ち込んではいならない。

- ④所持品は利用者の自己責任の基に原則管理するとともに、不要な現金、貴重品は持ち込まないこと。
- ⑤施設内での宗教、政治活動等への勧誘、営利活動はご遠慮していただくこと。
- ⑥かかりつけの医院や病院にかかられるときは、管理者に申し出ること。
- ⑦その他管理者の指示に従うこと。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的（うち1回は夜間想定）に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 苦情処理

(苦情処理)

- 第14条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当施設は提供した指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、又、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 当施設は提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第9章 虐待防止に関する事項

(虐待の防止)

- 第15条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、次の措置を講ずるものとする。
- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第10章 その他施設の運営に関する重要事項

(職員研修)

- 第16条 当施設は職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設ける。
- ①採用時研修 採用後直ちに実施する。
 - ②内部研修 ケアプラン、事例研究等計画的に実施する。
 - ③外部研修 全国老人保健施設協会、大阪府老人保健施設連絡協議会で実施されている研修会、

他分野の研究会、講習会等、積極的に参加する。

(緊急時における対応方法)

第17条 指定介護予防通所リハビリテーションを行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、すみやかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに家族等に連絡する。

2 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(行動の制限)

第18条 当施設は利用者に対し、身体拘束は行わない。但し、緊急やむを得ない場合に、以下の『例外3原則』

①切迫性：利用者本人または、他の利用者の生命や身体が危険にさらされている可能性が著しく高い

②非代替：身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③一時性：身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

の3つの要件を全て満たす場合は、施設長が判断し、利用者及び扶養者に説明し、同意を得たうえで利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(秘密の保持)

第19条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

(記録)

第20条 当施設は指定介護予防通所リハビリテーションに関する記録を整備し、指定通所リハビリテーション完結の日から2年間保存するものとする。

(その他の留意事項)

第21条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益財団法人浅香山病院と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 平成18年04月01日から施行する。

この規程は 平成24年04月01日から施行する。

この規程は 平成24年10月01日から施行する。

この規程は 平成25年02月01日から施行する。

この規程は 平成26年04月01日から施行する。

この規程は 令和01年10月01日から施行する。

この規程は 令和01年12月01日から施行する。

この規程は 令和03年08月01日から施行する。

この規程は 令和06年01月22日から施行する。